

## 「県産材の利用促進に関する基本計画」の改定について

### 1 趣旨

富山県県産材利用促進条例に基づく「県産材の利用促進に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）は、今年度末で策定から5年が経過する。

一方、国においては、本年6月に新たな「森林・林業基本計画」が策定されるとともに、公共建築物等木材利用促進法が一部改正され、10月1日付けで「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下、「改正木材利用促進法」という。）が施行された。

また、現行の基本計画の期間中、スマート林業の普及への基盤となる森林クラウドの構築や、県産材の需給マッチングを担うとやま県産材需給情報センターの設立、CLT等の新建材の普及など、県産材の利用促進を取り巻く環境は、大きく変化した。

このため、改正木材利用促進法の趣旨を踏まえるとともに、情勢の変化等に対応するため、基本計画を改定するもの。

### 2 改正木材利用促進法の概要

脱炭素社会の実現への貢献が求められる中、これまで公共建築物を対象として木材利用の促進を図ってきた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」について、より一層の木材利用の促進を図るため、民間建築物を含めた建築物一般を対象を広げることとし、法律名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正。

#### 【主な改正点】

- ①法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加
- ②木材利用の促進に関する基本理念を新設
- ③国や地方公共団体が策定する基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大
- ④林業・木材産業の従事者に対して建築物用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定
- ⑤木材利用促進の日（10月8日）と木材利用促進月間（10月）を法定化
- ⑥「建築物木材利用促進協定」制度の新設

⇒ 策定の趣旨や施策の基本的方向、具体的施策に反映

### 3 国の新たな「森林・林業基本計画」の概要

#### 【施策の方向】

#### 森林・林業・木材産業による「グリーン成長」

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

#### 【5つのポイント】

##### ○ 森林資源の適正な管理・利用

再造林等を推進するとともに、国土強靱化、森林吸収量確保に向けた取組を加速。

##### ○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

イノベーションで伐採、再造林、保育の収支をプラス転換。持続的経営の実現。

##### ○ 木材産業の競争力の強化

外材に対抗できる供給体制整備と多様なニーズに応える多品目製品の供給。

##### ○ 都市等における「第2の森林」づくり

中高層建築物や非住宅分野での木材利用促進。炭素貯蔵により温暖化防止に寄与。

##### ○ 新たな山村価値の創造

山村地域における地域資源の活用や森林サービス産業の推進、関係人口の拡大。

#### 【木材供給量の目標】

	R元年（実績）	R7年（目標）
木材供給量	3千1百万m <sup>3</sup>	4千万m <sup>3</sup> (R元年比129%)

⇒ 具体的施策に反映するとともに、県産材利用目標量への反映を検討

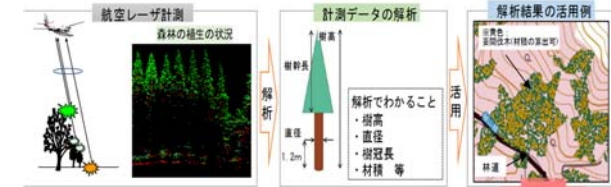
### 4 基本計画策定後（H29以降）の情勢変化と新たな取組み

#### （1）森林クラウドの構築とスマート林業の普及

・航空レーザ計測により整備した森林資源情報を活用し、森林・林業、木材産業等事業者からの意見も反映して、国標準仕様をカスタマイズした森林クラウドを構築。

⇒ 地理空間情報やICT等の先端技術を活用したスマート林業の普及。

⇒ スマート林業技術を活用・実践する人材を育成し、施業の効率化や安全性を確保。



航空レーザ計測の概要

出材計画の策定等

#### （2）とやま県産材需給情報センターの設立

・川上から川下までの県産材の需給情報の共有化等による安定供給体制の整備を目的とした「とやま県産材需給情報センター」が、林業・木材関係団体により設立。

⇒ 民間建築物を含めた建築物での木材利用を促進するにあたり、需給情報センターの活動強化や、建築物等の需要情報と森林クラウドとの連携による需給マッチングをより一層円滑化。



とやま県産材需給情報センターを中心とした県産材のサプライチェーン